



改正監督指針に対応!

これからの経営者保証の取扱いQ&A

中村直利 中小企業診断士

1
そもそも経営者保証って? なぜ見直しが求められているの?



経

営者保証とは中小企業が金融機関から融資を受ける際、経営者が会社の連帯保証人となる個人保証契約だ。企業が倒産し融資が返済できなくなった場合に、経営者に返済が求められる。

経営者保証は中小・零細企業の円滑な資金調達に寄与してきたが、徴求の主たる目的は、経営者に債務の履行責任ひいては経営規律を促すこととされている。

経営者保証への問題意識は、債務免除を伴う事業再生手続きの中で醸成されてきた。対象企業の負債が保証人(経営者)の資力を大きく上回り、経営者が破産しないと

保証債務整理が終わらないものの、経営者が自己破産を決断できず再生を進めることが困難となるケースもあった。

また、自己破産≠経営の失敗というイメージがチャレンジ意欲を削ぎ、創業・成長投資・円滑な事業承継等の取組みを停滞させる懸念もあった。経営者保証の徴求が慣行化し、金融機関は保証が必要ない理由を十分に説明しないまま、経営者の資力から見ても大きな負担を強いていた。

金融機関と経営者の信頼関係構築という課題の解決に向け、2010年には中小企業庁が研究会を設置した。研究会では、中小企業金融におい

POINT

- ▶ 経営者保証とは、経営者が会社の連帯保証人となる個人保証契約
- ▶ 金融機関と経営者の信頼関係の構築が課題とされていた

2
経営者保証ガイドラインって何? 内容や目的は?



経

営者保証ガイドラインは経営者保証の保証契約を検討したり、金融機関等の債権者が保証履行を求めたりする際の、経営者・金融機関双方の自主的なルールを定めたものだ。法的拘束力はなく、経営者と金融機関が自発的に尊重し遵守することが期待されている。

時系列でいうと、2013年に経営者保証に関するガイドライン、2019年に事業承継時に焦点を当てた特則、2022年に廃業時における基本的考え方が公表された。

ガイドラインの考え方は、借り手である中小企業側が経営の改善に努めることと、そ

れによって個人保証を補完的な役割と位置付ける認識を醸成すること、そして最終的には経営者保証の慣行を解消していくというものだ。

ガイドラインには、保証解除のための3要件が制定されているので確認しよう。

- ① 資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている
 - ② 財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である
 - ③ 金融機関に対し、適時適切に財務情報が開示されている
- この3要件のすべてまたは

一部を満たす場合、事業者は経営者保証なしで融資を受けられたり、すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性があると考えられている。

現状打破を目的に監督指針を改正

これまで金融庁は、金融機関へのアンケート調査や取組事例の紹介などを実施。そのうえで「経営者保証に依存しない融資に関する取組状況」を客観的に評価できるKPIの公表を金融機関に求めるなど、ガイドラインを浸透させるべく様々な試みを行ってきた。

POINT

- ▶ 経営者保証解除に向けては、3要件を踏まえた検討が欠かせない
- ▶ 経営者保証に関する状況打破のため、2022年12月に経営者保証改革プログラムが公表された

ところが事業承継時に前経営者と後継者のどちらからも保証を取らなかった割合はまだまだ低いままで、既存保証の解除に向けた動きは低調。保証なしの新規融資の割合にもばらつきがあるのが現状だ。

この状況を打開するため、2022年12月に経済産業省・金融庁・財務省の連名で「経営者保証改革プログラム」が公表された。金融庁の監督指針の改正など、その内容が注目されている。